井野小　学校通信

井野っ子

11月 November

Ｎｏ．８

令和８年 10 月３０日

全校児童数 613 名

心明るく、元気よく、力を合わせて学びゆく子をめざす　～一人一人が輝く学校～

雨にも負けず・風にも負けず

10月29日、第一部会音楽発表会が佐倉ハーモニーホールで開催され、本校の金管部が参加いたしました。私も子供たちの演奏を聴きに行きました。会場に入り、まず感じたことは、参加校がお互いに敬意を払っているなと感じたことです。発表を聴いている態度、歌い終わった時、演奏が終わった時の大きな拍手に現れていました。本校の子供たちはどうだったでしょうか？もちろん発表会に参加できたことへの喜びが、他校の発表を聴く井野小の子どもたちの態度、ステージ上での態度から伝わってきました。そして演奏は、今までで一番心に響くものでした。私も年を取ったせいか、彼らの演奏で思わず涙腺が緩んだほどです。また、子どもたちの演奏を聴いていると、今まで経験したことのない、言葉では説明できない感動が心に湧いてきました。

4月当初、経験のある6年生と、希望を膨らませた新入部員の5年生がセッションを始めた時には、音もなかなかでない状態の児童がいて、とても苦戦しているなあと感じました。あれから7カ月、子供たちはコツコツと練習を積み重ねていきました。その練習の積み重ねは、音の変化にも表れていきました。個々が努力を重ねる事、力を合わせ集団として一つの作品を作り上げること、努力のハーモニーを重ねることは感動以外ありません。前日の28日に壮行会が行われた際に、子供たちに「毎日の努力がすることは並大抵のことではない。」「きっと今日は練習行きたくないなあともった日もあったことでしょう。」と私が言うとにやっと笑う児童も数名いました。一年間は長いです。いろいろな日もあるでしょう。「練習を続け、たゆまぬ努力を積み重ねたこと」「共和、調和の心をもって一つの作品を作り上げすばらしいハーモニーを奏でたこと」はとてもすばらしかったです。

話は、音楽部から運動会の話となります。いま、この文を書いているのが、10月29日ですので、この文を読んでいただいている方の中には運動会はすでに終わっているかもしれませんが、運動会についても、私は練習が一番大事だと思っています。もちろん練習は、くりかえしの反復があったり、動きを覚えなければならなかったり子供たちにとって、決して楽しいものではなかったのでしょう。特に一番苦手にしていることは、集団行動ではないでしょうか？周りに合わせなければならないことは、今の子供たちの生活の中で極端に減っています。みんなで公園で遊ぶのではなく、一人でユーチューブを見ている方が楽しい。スマホを見ている方が楽。そんな子供たちが増えているといった状況もあるのかもしれません。「運動会練習はやだな。」「運動会もいやだな」といった声がちらほらと子供たちから聞こえてきました。このまま本番を迎えるのかな？と危惧していたところ、5，6年生の応援団が各学年各クラスに練習に出向くようになり始めると、徐々に徐々に子供たちの練習態度が変わりました。1年生が昼休みに応援団のマネをして遊んでいたり、練習が終わり教室に戻る際に私に会うと、「俺、今日がんばったよ」とか、3年生の女の子は、「はやく運動会で活躍したいな。」と話をしてくれたり、前向きな気持ちを持った子供たちが増えてきました。

応援団の児童が、全校の児童を引っ張ったおかげもあり、みんなの気持ちも運動会向けてまとまってきました。集団で気持ちを合わせること。行動を合わせることは、一見前時代的でよくないこととられがちですが、生きていくうえで欠かせないことだと思います。本校金管部がお手本を見せてくれたように、「練習を続けたゆまぬ努力を積み重ねる大切さ」「共和、調和の心をもって力を合わせる大切さ」を練習を含めて運動会から感じてほしいと思っています。そんな視点をもって運動会を参観していただけたらと思っております。

藤代　明

★教育奨励賞顕彰・千葉県議会児童生徒表彰について

全国規模の大会又は国際大会で1位(優勝)の成績を挙げた児童がいましたら、各学級担任を通じて、または、直接教頭までお知らせください。第2期(令和8年9月1日～令和8年10月31日の間に表彰等を受けた児童・生徒)の締め切りは11月4日(水)となります。

また、第3期は、令和8年11月1日(日)～令和9年1月31日(日)までとなります。

★佐倉市スポーツ表彰について

佐倉市では、スポーツ分野において国際大会に出場されたかた、全国大会にて3位以内の成績を収められたかたを対象に表彰をしております。つきましては、令和7年12月1日から令和8年11月30日までの間の大会で該当がありましたら、11月9日(月)までに、教頭までお知らせください。

１１月の行事予定

日	曜	11 月 の 校 内 行 事	日	曜	11 月 の 校 内 行 事
1	日	運動会予備日	16	月	クラブ活動／学校給食を通じた食育推進
2	月	運動会振替休業日	17	火	１年生公園探検
3	火	【祝】文化の日	18	水	郡音楽発表会 相談
4	水	全校集会 相談	19	木	
5	木	就学時健康診断(特別日課、下校 12:15)／佐倉学・教育長賞作品パネル展示(～29 日、夢咲くら館)	20	金	読み聞かせ(4 年)／1 年生公園探検／縄文土器の野焼き(予備日) 相談
6	金	津波防災の日／読み聞かせ(1年) 相談	21	土	佐倉市児童生徒科学作品展　西志津ふれあいセンター 2階 ギャラリー
7	土		22	日	金管部 ふくし祭り参加
8	日		23	月	【祝】勤労感謝の日
9	月	委員会活動／学校生活アンケート配付(13 日回収期限)	24	火	相談
10	火	安全点検日／代表委員会	25	水	相談・SC
11	水	1年生歯科指導 相談・SC	26	木	
12	木	井野っ子まつり(13:00～)／5 年生歯科指導 相談	27	金	読み聞かせ(6 年)
13	金	読み聞かせ(5 年)／縄文土器の野焼き(予備日) 相談	28	土	
14	土		29	日	
15	日		30	月	

※「低」は1～3年,「高」は4～6年,「く」はくすのき学級を示します。
※相談 心の教育相談員の太田先生の勤務日、SCスクールカウンセラー渡辺先生の勤務日です。
3棟2階の相談室にて、相談をお受けいたします。事前に電話予約(井野小 487-1541)をお願いします。

―１２月の主な行事の予定―

1日(火)全校集会・人権集会　委員会活動
2日(水)・3日(木)書き初め指導(3・4年／5・6年)
8日(火)長割の集い(第2回・1・4・5年)
9日(水)SC
21日(月)芸術鑑賞会・給食最終日
23日(水)短縮日課3・全校集会(下校13:30)
24日(木)冬季休業開始

★スクールガードボランティアの募集について

佐倉市の「アイアイプロジェクト」は、地域や保護者の皆様、スクールガードボランティアの方々と子どもたちの安全を見守る活動です。井野小学校でも多くの方にご協力いただいていますが、近年、ボランティアの減少が課題となっています。ご協力いただける方は、学校(教頭)までお問い合わせください。

★全国学力・学習状況調査の結果及び分析について

佐倉市では、全国学力・学習状況調査の結果及び分析を市のホームページに掲載しています。調査結果や分析内容をご覧いただき、今後の学習や家庭での取組にお役立てください。なお、本校の結果については、次ページをご覧ください。

令和８年度全国学力学習状況調査結果の分析

佐倉市立井野小学校

本年度は、国語が全国平均とほぼ同水準、算数が全国平均を上回った。令和6年度からの経年比較でも両教科の全体指標は上昇している。一方、国語の「書くこと」と算数の「データの活用」は複数年度にわたって全国平均を下回っており、継続的な指導と検証が必要である。

1　本年度の結果

本年度の平均正答率は、国語が本校 61%・県 61%・全国 60.9%、算数が本校 58%・県 56%・全国 56.4%である。

教科・領域	本校正答率	県平均	全国平均	全国比
国語全体	61%	61%	60.9%	100.2
国語 B 書くこと	38.2%	44.5%	45.7%	83.6
算数全体	58%	56%	56.4%	102.8
算数 D データの活用	44.8%	47.7%	48.6%	92.2

領域別では、国語の「情報の扱い方」（全国比 107.3）、「話すこと・聞くこと」（103.6）、「読むこと」（101.7）が全国平均を上回った。算数は「数と計算」（106.4）、「測定」（107.6）、「変化と関係」（110.2）、「図形」（102.7）が全国平均を上回った一方、「データの活用」（92.2）は下回った。※（　）の数字は、平均を 100 とする相対値。

2　本年度の成果

算数は全体として県・全国平均を上回り、複数の領域で全国平均を上回った。特に「数と計算」「測定」「変化と関係」で高い結果が見られ、学習内容の理解が成果として表れている。

国語では、「情報の扱い方」に加え、「話すこと・聞くこと」「読むこと」が全国平均を上回った。タブレット等を活用した情報収集や発表への自信が見られることが、この結果に関係していることが推察できる。

3　本年度の課題

国語では「書くこと」が最も大きな課題である。本校の正答率 38.2%は県平均 44.5%、全国平均 45.7%を下回り、全国比は 83.6 であった。調査資料では、記述への抵抗感、考えや根拠を文章にまとめる力、漢字の定着に課題があると分析されている。国語全体が全国平均と同水準であることを踏まえ、領域ごとの結果に着目した指導が必要である。

算数では「データの活用」が県・全国平均を下回った。複数の情報から必要なデータを選び、問いに沿って判断し、根拠を説明する力に課題が残る。算数全体の結果が良好であっても、この領域への指導を継続する必要がある。

4　経年比較

全国比を比較すると、令和6年度から令和8年度にかけて、国語・算数とも教科全体の指標が上昇した。

教科	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 6 年度比
国語	93.1	94.3	100.2	+7.1
算数	89.9	93.1	102.8	+12.9

国語は本年度に全国平均水準となり、算数は全国平均を上回った。算数は令和6年度の 89.9 から本年度 102.8 へ上昇している。ただし、全国比は各年度の全国平均を 100 とする相対値であり、調査問題や対象児童も年度ごとに異なる。

領域別に見た継続課題

領域	令和６年度	令和７年度	令和８年度	経年分析
国語 B 書くこと	91.5	92.2	83.6	3年度とも全国平均未満。本年度に低下
算数 D データの活用	94.8	92.3	92.2	3 年度とも全国平均未満

国語の「書くこと」は、令和6年度・令和7年度も全国平均を下回り、本年度にさらに低下した。算数の「データの活用」も3年度連続で全国平均を下回っており、問いに応じて情報を選び、判断・説明する力が継続課題である。

5　質問紙の本年度の結果と経年変化

本年度の質問紙指標では、算数に関する意識（51.1）、算数の学習活動（50.6）、学習習慣（50.9）、読書等（50.7）、向社会性（51.3）が県平均を上回った。これらは本年度の相対的な強みである。

質問紙の項目	本年度の指標	県平均 50 との比較
総合・学級活動・道徳	51.2	上回る
英語に関する学習活動	51.2	上回る
算数に関する意識	51.1	上回る
算数の学習活動	50.6	上回る
学習習慣	50.9	上回る
読書等	50.7	上回る
向社会性	51.3	上回る
国語に関する意識	49.5	やや下回る
国語の学習活動	49.5	やや下回る
生活習慣	49.5	やや下回る
主体的・対話的で深い学び	49.8	やや下回る
ICT を活用した学習状況	49.5	やや下回る
自己有用感・心理的安全性等	49.5	やや下回る
学びの自己調整	49.8	やや下回る
英語に関する意識	49.0	やや下回る

本年度の課題として、国語に関する意識・学習活動、生活習慣、主体的・対話的で深い学び、ICT 活用、自己有用感・心理的安全性、学びの自己調整等の指標が県平均をわずかに下回った。いずれも 50 前後であり、数値だけから大きな差や児童全体の傾向を断定することはできない。質問紙の結果だけで判断せず、授業や学校生活での児童の様子と併せて把握する必要がある。

経年では、ICT を活用した学習状況が令和6年度 45.0、令和7年度 48.0、令和8年度 49.5 と上昇した。学びの自己調整も 49.1、49.6、49.8 と緩やかに上昇している。

6　今後の指導改善の重点

学ぶ目的を教師側が明確に示し、子供たちが見通しもち、何を身に付けたかを実感できるような授業づくりを目指す。

国語では、音読や要約を通して文章の要点を捉え、自分の考えと根拠を短い文章で表す学習を継続する。各教科で振り返りや自分の考えを書く機会を設け、記述への抵抗を減らすとともに、漢字・語彙・助詞等の基礎事項を定期的に確認する。

算数では、複数の資料を比較し、必要な情報を選んで結論と根拠を説明する学習を意図的に設定する。正答だけでなく、どの情報を使い、なぜその判断に至ったかを確認する。

取組の効果は、授業中の記述、単元テスト、市の学力状況調査等で継続的に確認する。

保護者・地域住民の皆様へ
学校とのより良い関係構築にご協力ください

文部科学省

令和８年10月１日から「カスタマーハラスメント」防止措置が**学校設置者を含む事業主の義務**となります。

厚生労働省の「カスタマーハラスメント防止指針」を踏まえ、**「学校と保護者・地域住民等とのより良い関係構築のためのガイドライン」**を作成しました。



社会通念上許容される範囲を超えた言動とは

保護者や地域住民等から寄せられる相談や要望の中には、学校だけでは対応が困難で、教職員の就業環境が害されるような社会通念上許容される範囲を超えた過剰な要求や苦情などもあります。
こうした**「社会通念上許容される範囲を超えた言動」**に対して、学校設置者は措置を講ずる必要があります。

【社会通念上許容される範囲を超えた言動の例】

- そもそも要求に理由がない又は学校における教育活動と全く関係のない要求
- 学校の教育活動及び学校運営の範囲を著しく超える対応を求めるもの
- 身体的な攻撃（暴行、傷害等）
- 精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等）
- 対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求
- 相当性を欠く賠償要求
- 威圧的な言動
- 継続的、執拗な言動
- 拘束的な言動



※社会通念上許容される範囲を超えるかどうかの判断に当たっては、言動の目的、当該言動が行われた経緯や状況、当該言動の態様・頻度・継続性、教職員の心身の状況、当該言動の行為者との関係性などに着目し、総合的に考慮する必要があります。

学校設置者が講ずべき措置

① 方針等の明確化及びその周知・啓発
② 相談体制の整備
③ 事案発生後の迅速かつ適切な対応
④ 対応の実効性を確保するために必要な措置
⑤ その他講ずべき措置（プライバシーの保護等）

学校と保護者・地域住民等とのより良い関係構築のためのガイドライン

https://www.mext.go.jp/content/20260828-mxt_kyoikujinzai01-000006216_1.pdf

保護者・地域住民の皆様へのお願い

学校と保護者や地域住民等は、いずれも**児童生徒等一人一人の健やかな成長を支える共通の立場にあるパートナー**です。
保護者や地域住民の皆様におかれては、学校とのより良い関係構築への協力をお願いします。

適切な表現・声量	怒鳴るなどの行動はお控えください
適切な要求	学校ができないこともあることを御理解ください
適切な時間内の御相談	御相談は定時内に過度に長時間の御相談はお控えください
SNSでの拡散	先生や子供を傷つけるSNS投稿はお控えください